

7月10日(日)は、

参議院議員通常選挙の投票日です



【当日の投票について】

○投票時間 午前7時～午後8時

○投票場所 事前に配布する投票所入場券に記載されている投票所

※配布された入場券を本人が持参してください。

【今回の選挙について】

投票は、次の2種類があります。それぞれの選挙で投票用紙が異なり、違う種類の投票用紙に間違えて記載するとせっかくの投票が無効となりますので、ご注意ください。

①選挙区(投票用紙 薄い黄色の用紙に黒の印字)

熊本県選出議員の選挙です。投票用紙には、**候補者氏名**を記載します。

②比例代表(投票用紙 白色の用紙に赤の印字)

比例代表の候補者名簿に記載された**候補者氏名**または候補者名簿を届け出た**政党名**を記載します。

第1投票所

行政区 新町、西新町、宮ノ町、松原、新山、宝町、磯町、上町

第2投票所

行政区 出町、中町、下本、今町、下東、西荒神、東荒神、大明神

第3投票所

行政区 建浜、梅田、駅通

第4投票所

行政区 平原、清源寺、腹赤、腹赤新町

第5投票所

行政区 上沖洲

第6投票所

行政区 折地、赤崎、高田、鷺巣、立野、向野、向野北、古城

第7投票所

行政区 宮崎、赤田、葛輪、永方、塩屋

【開票について】

開票は、選挙日当日(10日)に次のとおり行います。

○開始時間 午後8時50分

○場所 町中央公民館

【注意!!】期日前投票所の変更について

今回、期日前投票所の場所を変更しております。

期日前投票で投票を予定している人はご注意ください。

■場所 町中央公民館

【選挙権の年齢の引き下げについて】

今回の選挙から、公職選挙法の改正により、70年ぶりに選挙権年齢が改正され、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。

投票は、自分の意見や願いを代弁する人を選び、自分の生活に反映させていく一つの方法であり、政治参加への第一歩です。そうした権利を無駄に放棄することなく、また若い世代が活躍できる未来のためにも、投票に行きましょう。

期日前投票・不在者投票制度について

各選挙における投票については、選挙管理委員会が発行する入場券に記載された投票所で投票日に行うことが原則となりますが、投票日当日に何らかの理由で投票所に行けない有権者の人が投票できるように設けられているのが「期日前投票制度」と「不在者投票制度」です。

投票日当日に投票所に行けない理由などを記載した宣誓書を提出する必要があります。

期日前投票

投票日当日(7月10日)に、用事などのため投票できない人で期日前投票期間に期日前投票所で投票することが出来る有権者の人が対象となります。従来の不在者投票制度より比較的簡単に投票することができます。

今回の参議院議員通常選挙においては、次のとおり期日前投票を行います。

■期間 6月23日(日)～7月9日(土)

■時間 午前8時30分から午後8時まで

(期間中毎日)

■場所 町中央公民館

不在者投票

不在者投票制度は、当日の投票および期日前投票において投票することができない有権者の人のための制度です。

主な具体例として、次のような人が対象となります。

○投票日当日には18歳を迎えるが、期日前投票を行う日には、まだ17歳の人

○出張などで他の市町村に滞在しており(滞在する予定があり)、投票日当日および期日前投票期間を含め町内にいない人

○病院や老人ホームなどに入院(所)している人で、期日前投票所および決められた投票所に来ることができない人(有権者の人の入院(所)している施設が、不在者投票所として各都道府県選挙管理委員会の指定を受けていることが必要です。入院(所)している施設にご確認ください。)

不在者投票による投票は、投票の手続きに日数がかかる場合がありますので、該当すると思われる場合は、早めにご連絡ください。

※他にも、一定以上の身体の障害があるために投票所での投票ができない人のための郵便などによる不在者投票制度や遠洋漁業などに従事しているため長期にわたり漁船などに乗船している船員の人のための不在者投票制度などがあります。これらの制度を利用するためには、事前に申請し登録する必要がありますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

■参議院議員通常選挙に関することや投票方法などについての問い合わせ

町選挙管理委員会 ☎(78)3111